

平成24年7月27日  
福 島 県

出荷制限等指示後の管理の考え方  
－野生鳥獣（ツキノワグマ）－

1 出荷制限について

本県においては、クマの解体処理施設がないことから、市場へのクマ肉の出荷及び流通はない。

本県では、これまでも県内全域における野生動物の放射線モニタリング調査を実施して定期的に結果を公表しており、規制値を超える結果が出た場合には、市町村や狩猟関係団体を通じて、有害捕獲従事者、狩猟関係者等に対し当該地区において捕獲された野生動物自家消費を控えるよう呼びかけている。

このほか、報道機関や県ホームページへも情報を掲載するなどして、一般県民に広く周知を行っている。

なお、これまでの検査により、規制値を超える結果が出ている県北、県中、県南地区並びに南会津地区においては、捕獲されたクマの自家消費を控えるよう既に呼びかけているところであり、今後は上記地区に会津地区も加え、引き続き自家消費を控えるよう呼びかけていく。

2 放射性物質検査

現在、ツキノワグマの生息地域である県北、県中、県南、会津、南会津地区において、ツキノワグマの捕獲が行われた場合に検査を実施しているが、今後とも検査を継続していく。

※県北地区

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、桑折町、川俣町、大玉村

※県中地区

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村

※県南地区

白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

※会津地区

会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塩原村、湯川村、昭和村

※南会津地区

下郷町、只見町、南会津町、桧枝岐村